

岩 手 県

水管理・国土保全局

令和4年度当初予算 河川事業(直轄・岩手県)

(単位:百万円)

水系名	河川名	事業種別	事業費(※)	備考
北上川	北上川上流	一般河川改修事業	4,805	いちのせきし おうしゅうし きたかみし しわちよう ひらいずみちよう 一関市、奥州市、北上市、紫波町、平泉町
北上川	北上川上流	河川工作物関連応急対策事業	110	もりおかし 盛岡市
北上川		総合水系環境整備事業	230	いわてけん もりおかし きたかみし いちのせきし にしわがまち 《岩手県》盛岡市、北上市、一関市、西和賀町 みやぎけん いしのまきし とめし 《宮城県》石巻市、登米市

(※) 事業費は、複数都府県に施工箇所が存在する場合、その合計額を記載している。

令和4年度当初予算 河川事業(補助・岩手県)

(単位:百万円)

水系名	河川名	事業種別	事業費	備考
小本川	小本川	河川激甚災害対策特別緊急事業	600	いわいづみちょう 岩泉町
北上川	北上川	大規模特定河川事業	62	いわてまち 岩手町
北上川	南川	大規模特定河川事業	411	もりおかし 盛岡市
北上川	木賊川	大規模特定河川事業	200	もりおかし たきざわし 盛岡市、滝沢市
馬淵川	安比川	大規模特定河川事業	100	にのへし 二戸市
気仙川	気仙川	大規模特定河川事業	410	りくぜんたかたし すみたちょう 陸前高田市、住田町

令和4年度当初予算 ダムメンテナンス事業(補助・岩手県)

(単位:百万円)

事業種別	市町村名	事業費	備 考
ダムメンテナンス事業	久慈市	44	個別施設については、別紙参照
※事業費は利水者負担金を除いたものである。			

令和4年度当初予算 ダムメンテナンス事業(補助・岩手県)

別 紙

実施主体	市町村名	水系名	河川名	ダム名
岩手県	久慈市	久慈川	長内川	滝ダム

令和4年度 当初予算 特定土砂災害対策推進事業費補助箇所別調書（岩手県 1/3）

砂防

事業区分	水系名	溪流名	所在地			工種	事業費 (百万円)	備考
			市・郡	区・町・村	字名等			
大規模特定 砂防等事業	その他	おざきしらはまのさわ(3) 尾崎白浜の沢(3)	かまいしし 釜石市		へいた 平田	さほうえんていこう 砂防堰堤工	100	
	その他	てんじんのさわ(4) 天神の沢(4)	かまいしし 釜石市		てんじん 天神	さほうえんていこう 砂防堰堤工	60	
	つがるいしがわ 津軽石川	あかまえかみのさわ(2) 赤前上の沢(2)	みやこし 宮古市		あかまえ 赤前	けいりゆうほぜんこう 溪流保全工	40	
小計		3箇所					200	
事業間連携 砂防等事業	きたかみがわ 北上川	そとみずさわ 外水沢	はちまんたいし 八幡平市		ひらかさ 平笠	さほうえんていこう 砂防堰堤工	190	
	きたかみがわ 北上川	ひらかさひがしさわ 平笠東沢	はちまんたいし 八幡平市		ひらかさ 平笠	さほうえんていこう 砂防堰堤工	30	
	きたかみがわ 北上川	すきーじょうみなみさわ スキー場南沢	はちまんたいし 八幡平市		ひらかさ 平笠	さほうえんていこう 砂防堰堤工	37	
	きたかみがわ 北上川	いわのめのさわ 岩の目の沢	はなまきし 花巻市		おおはさまちょうかめがもり 大迫町亀ヶ森	さほうえんていこう 砂防堰堤工	110	
小計		4箇所					367	
合計		7箇所					567	

令和4年度 当初予算 特定土砂災害対策推進事業費補助箇所別調書（岩手県 2/3）

事業区分	水系名	溪流名 箇所名	所在地			工種	事業費 (百万円)	備考
			市・郡	区・町・村	字名等			
砂防メンテナンス 事業		ながやま ほか 長山 外	いわてぐん 岩手郡	しずくいしちょう ほか 雫石町 外	ながやま ほか 長山 外	ろうきゅうかたいさく 老朽化対策	86	
合計		1箇所					86	

※急傾斜の事業費は補助基本額である

令和4年度 社会資本整備総合交付金の配分（水管理・国土保全局分）

防災・安全交付金(河川事業)

岩手県

(国費:千円)

計画名	要素事業名等	事業実施主体	想定国費
第2期 いわたの社会資本の事前防災・減災対策と戦略的な維持管理(防災・安全)	北上川(上流)広域河川改修事業	岩手県	41,000
	千厩川(中流)広域河川改修事業		41,000
	北上川圏域総合流域防災事業		13,000
	三陸圏域総合流域防災事業		4,000
	北上川圏域総合流域防災事業(広川)		13,000
	北上川圏域総合流域防災事業(木伏川)		4,000
	馬淵川圏域総合流域防災事業(おぼし川)		3,000
	北上川圏域総合流域防災事業(仁沢瀬川)		40,000
	総合流域防災事業(減災対策)		5,000
	-	計	164,000
いわての浸水対策重点地域における緊急治水対策の推進(防災・安全)緊急対策	小屋畑川広域河川改修事業	岩手県	200,000
		計	200,000

※記載する想定国費は国の意図を示すものであり、計画への配分後の用途は地方の裁量に委ねられ、国の意図と異なる配分を妨げるものではない

令和4年度 当初予算 社会資本整備総合交付金の配分（水管理・国土保全局分）

防災・安全交付金(砂防事業)

岩手県

(国費:千円)

計画名	要素事業名等	事業実施主体	想定国費
[重点計画] 第2期 いわたの社会資本の事前防災・減災対策と戦略的な維持管理(重点)	石切所の沢通常砂防事業	岩手県	20,000
	高浜の沢(2)通常砂防事業		40,000
	高森の沢通常砂防事業		5,000
	上鶴飼の沢通常砂防事業		5,000
	日蔭の沢(2)通常砂防事業		16,700
	川目の沢通常砂防事業		12,500
	民部田の沢(2)通常砂防事業		2,500
	地藏壇(1)通常砂防事業		2,500
	赤浜の沢-3通常砂防事業		2,500
	釣山(2)地区急傾斜地崩壊対策事業		6,750
	神明前地区急傾斜地崩壊対策事業		4,500
	兵沢地区急傾斜地崩壊対策事業		6,750
	源太沢、源太沢(6)地区急傾斜地崩壊対策事業		9,500
	大渡(2)-(3)地区急傾斜地崩壊対策事業		9,500
	小計		143,700
[一般計画] 第2期 いわたの社会資本の事前防災・減災対策と戦略的な維持管理(防災・安全)	成沢通常砂防事業		1,500
	普代の沢通常砂防事業		19,000
	穴沢通常砂防事業		2,500
	大浦の沢(3)通常砂防事業		2,500
	上川原の沢通常砂防事業		2,500
	小バタケ沢通常砂防事業		2,500
	十和田火山噴火緊急減災対策事業		2,500
	栗駒山火山噴火緊急減災対策事業		3,000
	北上川圏域総合流域防災事業(地すべり・八幡平)		17,600
	桜山(3)地区急傾斜地崩壊対策事業		22,500
	築地地区急傾斜地崩壊対策事業		14,250
	山岸一丁目(6)地区急傾斜地崩壊対策事業		4,000
	北上川圏域総合流域防災事業(情報基盤)		25,000

	小計		119,350
[一般計画] 第2期 岩手県における土砂災害警戒区域等の指定による土砂災害対策の推進(防災・安全)	土砂災害ハザードマップ作成事業	久慈市	2,500
	土砂災害ハザードマップ作成事業	二戸市	4,250
	土砂災害ハザードマップ作成事業	滝沢市	5,000
	土砂災害ハザードマップ作成事業	一関市	8,800
	土砂災害ハザードマップ作成事業	矢巾町	7,900
	土砂災害ハザードマップ作成事業	山田町	9,300
	土砂災害ハザードマップ作成事業	奥州市	11,200
	小計		48,950
合計		312,000	

※記載する想定国費は国の意図を示すものであり、計画への配分後の用途は地方の裁量に委ねられ、国の意図と異なる配分を妨げるものではない

令和4年度 社会資本整備総合交付金の配分（水管理・国土保全局分）

防災・安全交付金(海岸事業(河川))

岩手県

(国費:千円)

計画名	要素事業名等	事業実施主体	想定国費
第2期 いわたの社会資本の事前防災・減災対策と戦略的な維持管理(防災・安全)	太田名部地区海岸海岸耐震対策緊急事業	岩手県	60,000
	-	計	60,000
合計			60,000

※記載する想定国費は国の意図を示すものであり、計画への配分後の用途は地方の裁量に委ねられ、国の意図と異なる配分を妨げるものではない

令和4年度 社会資本整備総合交付金の配分（水管理・国土保全局分）

防災・安全交付金(下水道事業)

岩手県

(国費:千円)

計画名	要素事業名等	事業実施主体	想定国費
岩手県北上川流域の汚水処理の推進(防災・安全)【第3期】	下水道施設の整備	岩手県	694,000
	—	計	694,000
岩手県における浸水不安のない街の実現(防災・安全)(重点計画)	下水道施設の整備	盛岡市	156,470
	下水道施設の整備	宮古市	3,000
	下水道施設の整備	花巻市	15,000
	下水道施設の整備	久慈市	122,500
	下水道施設の整備	釜石市	42,500
	下水道施設の整備	滝沢市	10,000
	下水道施設の整備	紫波町	10,000
	下水道施設の整備	大槌町	10,000
	—	計	369,470
良好な生活環境と健全な下水道の創出(第2次)(防災・安全)	下水道施設の整備	盛岡市	16,337
	—	計	16,337
宮古市における良好な水環境の実現(防災・安全)(第2次)	下水道施設の整備	宮古市	106,850
	—	計	106,850
花巻市における、くらしかいてき リフレッシュプラン(防災・安全)(第2次)	下水道施設の整備	花巻市	31,060
	—	計	31,060
北上市における循環のみちの実現(防災・安全)(第3次)	下水道施設の整備	北上市	33,833
	—	計	33,833
安全・快適なまちづくりに向けた生活環境基盤整備(防災・安全)(第3期)	下水道施設の整備	久慈市	7,500
	—	計	7,500
第2期 安心・快適な居住環境づくり(防災・安全)	下水道施設の整備	遠野市	2,000
	—	計	2,000
一関市における循環のみちの実現(防災・安全)第3期	下水道施設の整備	一関市	6,680
	—	計	6,680
釜石市における循環のみちの実現(防災・安全)(第2次)	下水道施設の整備	釜石市	36,500
	—	計	36,500
八幡平市における下水道施設の持続的な機能確保の推進(防災・安全)	下水道施設の整備	八幡平市	25,500
	—	計	25,500
奥州市民の快適で安全安心な暮らしを支える水環境の実現【第2期】(防災・安全)	下水道施設の整備	奥州市	26,540
	—	計	26,540
滝沢市における循環のみちの実現(防災・安全)第3期	下水道施設の整備	滝沢市	29,800
	—	計	29,800
雫石町安全で安心できるすまいづくり・まちづくり(防災・安全)	下水道施設の整備	雫石町	55,000
	—	計	55,000
岩手町における循環のみちの実現(防災・安全)	下水道施設の整備	岩手町	1,800
	—	計	1,800
豊かな環境をつくり快適な生活を未来につなげる下水道(防災・安全)第2期	下水道施設の整備	紫波町	11,600
	—	計	11,600
矢巾町における防災・安全に関する下水道事業(第2期)	下水道施設の整備	矢巾町	45,000
	—	計	45,000
金ヶ崎町における公共下水道改築計画(防災・安全)第2期	下水道施設の整備	金ヶ崎町	10,360
	—	計	10,360
住田町における循環のみちの実現(防災・安全)	下水道施設の整備	住田町	8,100
	—	計	8,100
大槌町民が快適に生活できる環境の整備(防災・安全)第2期	下水道施設の整備	大槌町	8,250
	—	計	8,250
岩泉町における循環のみちの実現(防災・安全)	下水道施設の整備	岩泉町	33,569
	—	計	33,569
九戸村における循環のみちの実現(防災・安全)	下水道施設の整備	九戸村	3,250
	—	計	3,250

令和4年度 社会資本整備総合交付金の配分（水管理・国土保全局分）

防災・安全交付金(下水道事業)

岩手県

(国費:千円)

計画名	要素事業名等	事業実施主体	想定国費
一戸町「水のきれいなまちづくり(第3次)」(防災・安全)	下水道施設の整備	一戸町	50,500
	—	計	50,500
合計			1,613,499

※記載する想定国費は国の意図を示すものであり、計画への配分後の用途は地方の裁量に委ねられ、国の意図と異なる配分を妨げるものではない

令和4年度 社会資本整備総合交付金の配分（水管理・国土保全局分）

社会資本整備総合交付金(下水道事業)

岩手県

(国費:千円)

計画名	要素事業名等	事業実施主体	想定国費
岩手県における快適で豊かに暮らせる生活環境の早期実現(重点計画)	下水道施設の整備	岩手県	33,250
	下水道施設の整備	大船渡市	397,518
	下水道施設の整備	北上市	512,500
	下水道施設の整備	久慈市	59,050
	下水道施設の整備	一関市	371,000
	下水道施設の整備	釜石市	92,000
	下水道施設の整備	二戸市	38,000
	下水道施設の整備	八幡平市	50,000
	下水道施設の整備	奥州市	468,200
	下水道施設の整備	滝沢市	13,400
	下水道施設の整備	雫石町	50,000
	下水道施設の整備	大槌町	37,500
	下水道施設の整備	山田町	78,600
	—	計	2,201,018
岩手県における快適で豊かに暮らせる生活環境の早期実現	下水道施設の整備	盛岡市	154,723
	下水道施設の整備	久慈市	7,500
	下水道施設の整備	釜石市	8,500
	下水道施設の整備	二戸市	7,500
	下水道施設の整備	滝沢市	1,250
	下水道施設の整備	雫石町	6,000
	下水道施設の整備	岩手町	13,000
	下水道施設の整備	金ヶ崎町	3,590
	下水道施設の整備	野田村	50,000
	下水道施設の整備	洋野町	13,075
—	計	265,138	
合計			2,466,156

※記載する想定国費は国の意図を示すものであり、計画への配分後の用途は地方の裁量に委ねられ、国の意図と異なる配分を妨げるものではない